

議案第 1 2 5 号

京丹後市行政財産使用料条例の一部改正について

京丹後市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

使用料等について、京丹後市として統一した考え方で見直すため。

(別記)

京丹後市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

京丹後市行政財産使用料条例（平成 1 7 年京丹後市条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

区分	単位	金額
電柱、地下埋設管、通路、看板、標識、アーチ、仮設物その他これらに類するものに係る土地使用料	京丹後市道路占用料徴収条例（平成 1 6 年京丹後市条例第 1 9 8 号）別表の規定に準じた単位及び額	
上記に該当しないものに係る土地使用料	1 年	固定資産評価基準により算定した額に 1 0 0 分の 4 を乗じて得た額
建物使用料		固定資産評価基準により算定した額に 1 0 0 分の 6 を乗じて得た額に土地使用料を加算した額
自動販売機の設置に係る土地又は建物の使用料		1 m ² 当たり 1 2 , 0 0 0 円

備考

- 1 使用面積に 1 m²未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げる。
- 2 使用許可の期間が 1 年未満の端数を生じる場合の使用料は月割で計算し、1 月未満の端数が生じる場合の使用料は日割計算とする。
- 3 使用料の額に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。
- 4 電気、冷暖房その他の附帯設備を使用する場合において、使用者は、当該附帯設備の使用に係る実費相当額を負担する。
- 5 使用許可の期間が 1 月に満たない場合の土地使用料は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を加算した額（当該額が 1 0 円以上であって、当該額に 1 0 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。）とする。
- 6 建物使用料及び自動販売機の屋内設置に係る建物の使用料は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日以後の使用について適用する。

京丹後市行政財産使用料条例(平成17年京丹後市条例第35号)新旧対照表

現行			改正案		
京丹後市行政財産使用料条例			京丹後市行政財産使用料条例		
平成17年9月30日 条例第35号			平成17年9月30日 条例第35号		
本則 (略)			本則 (略)		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
区分	単位	金額	区分	単位	金額
土電柱、地下埋設管、通路、看板、標識、アーチ、仮設物その他これらに類するものに係る使用料	京丹後市道路占用料徴収条例(平成16年京丹後市条例第198号)別表の規定に準じた単位及び額		電柱、地下埋設管、通路、看板、標識、アーチ、仮設物その他これらに類するものに係る土地使用料	京丹後市道路占用料徴収条例(平成16年京丹後市条例第198号)別表の規定に準じた単位及び額	
上記に該当しないものに係る使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じて得た額	上記に該当しないものに係る土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じて得た額
建物使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じて得た額に土地使用料を加算した額	建物使用料		固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じて得た額に土地使用料を加算した額
自動販売機の設置に係る土地又は建物の使用料	1月	1平方メートル当たり1,000円	自動販売機の設置に係る土地又は建物の使用料		1㎡当たり12,000円
備考			備考		
1 使用の期間が1年未満の端数を生じる場合の使用料は月割で計算し、1月未満の端数が生じる場合の使用料は日割計算とする。			1 使用面積に1㎡未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げる。		
2 使用料の額に円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。			2 使用許可の期間が1年未満の端数を生じる場合の使用料は月割で計算し、1月未満の端数が生じる場合の使用料は日割計算とする。		
3 使用面積に1平方メートル未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げて1平方メートルとする。			3 使用料の額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。		

現行	改正案
<u>4 電気、冷暖房その他の附帯設備を使用する場合の使用料の額は、上表の金額に当該附帯設備の使用に係る実費相当額を加算した額とする。</u>	<u>4 電気、冷暖房その他の附帯設備を使用する場合において、使用者は、当該附帯設備の使用に係る実費相当額を負担する。</u> <u>5 使用許可の期間が1月に満たない場合の土地使用料は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)を加算した額(当該額が10円以上であって、当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。以下同じ。)とする。</u> <u>6 建物使用料及び自動販売機の屋内設置に係る建物の使用料は、この表の規定により算出した額の合計額に対して課される消費税等相当額を加算した額とする。</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日以後の使用について適用する。</u>